

9. 在宅高齢者福祉サービス

1. 緊急通報サービス

独り暮らしの高齢者などが、家庭で安心して暮らせるよう緊急通報機器を設置します。緊急ボタンを押すと受信センターから状況確認の電話が入ります。電話に出られない状態の場合は、あらかじめ登録いただいた近隣の協力員、または市の委託会社の出動員がかけつけ救援します。

■ **対 象 者** 次のいずれかに該当する人のみで構成する世帯

- ・ 65 歳以上の人
- ・ 身体障害者手帳 1、2 級をお持ちの人
- ・ 療育手帳をお持ちの人
- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

※機器の設置には固定電話が必要です。

■ **利 用 金 額** 安否確認センサー機能付き：月額 500 円

※安否確認センサー機能とは、自宅のトイレ等に設置したセンサーが、出入りの状況を受信センターに通信する機能です。

24 時間以内に動きがない場合、受信センターから電話で利用者の安否確認を行います。

■ **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

2. 高齢者通院等支援サービス

自宅から医療機関への通院及び自宅から福祉施設に送迎をする際に利用できるタクシー券を交付します。

■ **対 象 者** 65 歳以上で「要介護 3 ～ 5」の認定を受けている人

※身体・精神障害者手帳（1 級、2 級）、療育手帳（A1、A2）をお持ちの人は、障害者の通院・外出支援事業と選択して利用できます。

■ **利用(補助)券** 500 円分の利用券を年間最大 30 枚交付します。
（1 回の乗車につき複数枚の利用券を使用することができます）
利用券の差額は戻りません。

※対象者には、市から交付申請書を郵送します。

■ **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

3. 寝たきり高齢者通院等支援サービス

自宅から医療機関への通院及び自宅から福祉施設に送迎をする際、福祉タクシー（車いす等）の利用料金の一部を補助します。

■ **対 象 者** 寝たきり又は移動の大半を車いす、ストレッチャーを移動手段としている 65 歳以上の
人または身体障害者手帳 1、2 級をお持ちの人

■ **利用(補助)券** 福祉タクシー利用料金の半額を補助します。ただし、1 か月の補助限度額は 5,000 円になります。

※補助を受ける場合は、事前に利用登録申請書を提出してください。

■ **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

4. 軽度生活援助サービス

ごみ出しや、家周りの手入れなど、軽易な作業を支援します。

- **サービス内容** ごみ出し、家周りの手入れ、家屋の軽微な修繕、除雪、暖房機器への給油
- **対 象 者** 65 歳以上の者のみの世帯で、日常生活上の援助が必要な人
- **利 用 金 額** ごみ出し、暖房機器への給油は 1 回 100 円（30 分まで）、家周りの手入れ、家屋の軽微な修繕は 1 回 200 円（1 時間まで）、除雪 1 回 500 円（1 時間まで）
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

5. 訪問理美容サービス

外出することが困難な高齢者などが家庭で快適に過ごせるよう理容師・美容師が自宅へ出張の上、理美容を実施し、利用料金の一部を補助します。

- **対 象 者** 65 歳以上で要介護度 3 以上、身体障害者手帳 1、2 級、療育手帳 A1、A2 のいずれかに認定された人
- **利 用 金 額** 1 回あたり 2,000 円を市が補助します。市からの補助額 2,000 円を差し引いた残額は個人負担になります。（年間利用回数は 6 回を限度とします）
- **そ の 他** 利用できる店舗については、利用申請後に別途ご案内します。
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

6. 生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）サービス

在宅で基本的な生活が送れるよう養護老人ホームへ短期間宿泊し、生活上必要な支援や指導が受けられます。

- **サービス内容** 原則として 7 日以内の利用
【利用可能施設】養護老人ホーム安曇寮、養護老人ホーム温心寮
- **対 象 者** 社会適応（生活習慣等）が困難な概ね 65 歳以上の人
「要支援」又は「要介護」の認定を受けている人は利用できません。
- **利 用 金 額** 1 日につき 1,380 円（食費込み）
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

7. 住宅改修に対する補助

住み慣れた住宅で引き続き生活ができるよう、住宅改修に要する費用の一部を補助します。

- **サービス内容** 段差解消、手すりの取付け、洋式便器への取替えなどを対象とし、介護保険の住宅改修と併用して補助が受けられます。
※改修工事着工前にご相談ください。着工後の補助はできません。
- **対 象 者** 65 歳以上の「要介護」、「要支援」の認定を受けている人で、住宅改修が必要な人。かつ、同居する家族全員の前年の住民税所得割が非課税の人。
- **補 助 金 額** 対象工事費用の 9 割（上限 63 万円）
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

10. 高齢者の生きがいづくり支援サービス

1. 高齢者の生きがい講座支援事業

地域での学習活動を通し、健康づくりや生きがいづくりを促進する団体を支援します。

- **補助対象** 下記の内容に補助していきます。
 - ・介護予防に資するもの（認知症予防、介護予防）
 - ・陶芸・園芸など趣味創造活動に資するもの
 - ・文化、芸術活動に資するもの
 - ・運動、健康に関するもの など
- **対象団体** 65 歳以上の概ね 10 人以上で構成されるグループ等
- **補助金額** ①講師謝礼 5,000 円
②会場使用料 5,000 円
※上記が基準額ですが、対象経費が基準額より少ない場合は、その額が補助金額になります。
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

2. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者が主体的に活動できる事業を実施する団体を支援します。

- **補助対象** 下記の内容に補助していきます。
 - ・地区の敬老会など高齢者のための事業
 - ・軽スポーツ大会
 - ・芸能大会
 - ・世代間交流事業（児童とのふれあい） など
- **対象団体** 地区公民館
- **補助金額** ①定額補助額 20,000 円
②参加人員加算額（70 歳以上の参加者× 500 円）
※上記が基準額ですが、対象経費が基準額より少ない場合は、その額が補助金額になります。
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

3. あづみの活躍カレッジ（旧：安曇野市朗人大学）

高齢者の豊かな経験と優れた能力を地域社会に役立てていただくために、幅広い分野におよぶ教養講座・実践講義を通じて新たな仲間づくりと生きがいづくりを行なう大学です。

- **講座内容** 教養講座、実践講座など（5 月～翌年 3 月）月 1 回
- **対象者** 60 歳以上の受講意欲のある人
- **定員** 80 人
- **受講料金** 資料代として年間 5,000 円
※教材費が必要になる講座があります。
- **問い合わせ先** 安曇野市社会福祉協議会 電話 72-1871

4. アクティブシニアがんばろう事業補助金

健康増進や介護予防のために健康づくりの活動を定期的に行う団体を支援します。

- **補助対象** ・健康体操、軽体操、ウォーキング、ヨガ教室等で市民の運動機能の向上を目的とした事業
・囲碁、将棋、健康麻雀、歌、楽器、陶芸等で市民の介護予防の促進を目的とした事業
- **補助団体** 次の条件を全て満たす団体に補助します。
 - ・代表者が市内に住所を有していること。
 - ・会員のうち40歳以上の市民が8人以上含まれていること。
 - ・会員のうち65歳以上の市民が5割以上であること。
 - ・1か月に1回以上（年12回以上）の定期的な活動実績があること。
 - ・国・県・市から他の補助金の交付を受けていないこと。
 - ・市から当該団体に加入を希望している市民の受け入れの要請があったときは、原則として受け入れが可能であること。
- **補助金額** ①講師謝礼
②会場使用料
活動が月2回以上の団体 ①②の合計額の半額（上限12万円）
活動が月2回未満の団体 ①②の合計額の半額（上限6万円）
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 包括支援担当

5. 支え合い事業体制整備補助金

認知症カフェ、高齢者サロン、地域支え合い活動などの生活支援サービスの事業を始めたい団体に対し、備品購入等の立ち上げを支援します。

- **補助対象** ・認知症カフェ（認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場）
・高齢者サロン
- **対象団体** ①住民組織（区及び隣組に相当する地縁団体組織等）
②ボランティア団体
③NPO法人
④社会福祉法人
⑤介護事業者
- **補助金額** 1か所あたり対象経費の2分の1以内、上限額30万円
事業実施に必要な経費のうち、次に掲げるもの
①備品購入費（3年以上継続して使用することができるものに限る）
②施設改修費
※なお、補助対象経費と同一の経費に対して、別の補助金や交付金等を重複して受けることはできません。
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 包括支援担当

11. 家庭介護者の高齢者福祉サービス

1. 家族介護用品購入助成券の交付

重度要介護高齢者を介護している家族等に、介護用品購入の際に利用できる助成券を交付します。

- 対 象 者 ①市民税非課税世帯の要介護4～5の高齢者を在宅介護している人
②上記の①以外で、要介護3～5の高齢者を在宅介護している人
- 助 成 券 ①の方は、1か月あたり5,000円分（年間最大60,000円を限度）
②の方は、1か月あたり1,000円分（年間最大12,000円を限度）
- 対 象 品 目 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、防水シーツ、清拭剤など
- そ の 他 利用できる店舗については、申請書提出後別途お知らせします。
- 問い合わせ先 高齢者介護課 包括支援担当

2. 要介護高齢者の介護慰労金の支給

在宅で、重度要介護高齢者を介護している人に慰労金を支給し、介護者の労をねぎらいます。

- 対 象 者 ※基準日は毎年9月1日
① 次の条件すべてにあてはまる人を、基準日前の1年間、180日以上自宅で介護されていた方。
 - ・ 基準日現在、市内に住所を有している。
 - ・ 65歳以上である。
 - ・ 基準日前の1年間、継続して要介護3以上である。
② 次の条件すべてにあてはまる人を、基準日前の1年間、介護保険サービス等の利用をせず自宅で介護されていた方。
 - ・ 基準日現在、市内に住所を有している。
 - ・ 65歳以上である。
 - ・ 基準日前の1年間、継続して要介護4以上である。
 - ・ 市民税非課税世帯に属している。
- 支 給 金 額 ①の方は、年額 50,000円
②の方は、年額 100,000円
- 問い合わせ先 高齢者介護課 長寿福祉係

3. 緊急宿泊支援（緊急時のショートステイ）サービス

介護者が葬祭や急病などの理由により、急遽自宅で介護ができず宅老所等に宿泊を依頼されたときに費用の一部を補助します。

- サービス内容 緊急時、宅老所等の宿泊サービスの利用に対し、費用の一部を助成します。
- 補 助 対 象 介護者が葬儀、事故、出産等緊急時において一時的に要介護者を介護できない状況で、自費で宅老所等の宿泊サービスを利用した場合
- 補 助 金 額 要した費用（食費、送迎費、入浴費を除く）の8割、1泊につき4,000円を上限とします。（連続3泊以内）
- そ の 他 ・ 事前登録が必要です。
・ 対象となる宅老所等が限定されますので事前にお問い合わせください。
- 問い合わせ先 高齢者介護課 長寿福祉係

12. 高齢者の権利を守る制度

1. 法定後見制度

認知症などにより、判断能力が不十分な人の金銭管理や様々な契約などを成年後見人等が支援する制度です。成年後見人は、家庭裁判所により選任されます。

- **問い合わせ先** 安曇野市中部地域包括支援センター 電話 72-9986（直通）
安曇野市北部地域包括支援センター 電話 81-0760（直通）
安曇野市南部地域包括支援センター 電話 77-4007（直通）

【成年後見制度利用支援事業】

申立ての費用や成年後見人等の報酬を助成する事業です。対象者に用件がありますので詳細については担当までお問い合わせください。

- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

2. 任意後見制度

判断能力が不十分になった時に備え、公正証書により将来援助をお願いしたい人（任意後見人）と任意後見契約を結んでおく制度です。判断能力が不十分になった時は契約に基づき任意後見人が支援します。

- **問い合わせ先** 安曇野市中部地域包括支援センター 電話 72-9986（直通）
安曇野市北部地域包括支援センター 電話 81-0760（直通）
安曇野市南部地域包括支援センター 電話 77-4007（直通）

こんなサービスもあります！

社会福祉協議会・『日常生活自立支援事業』

自分の判断能力に不安がある人の金銭管理のお手伝いや重要書類の保管および福祉サービス等の手続き代行をしています。

この事業についての詳細は、社会福祉協議会へお問い合わせください。

- **問い合わせ先** 安曇野市社会福祉協議会（電話 72-1871）

3. 高齢者の虐待防止

高齢者への虐待や虐待を未然に防止するため、介護者の介護負担の軽減に関する相談・支援を地域包括支援センターが中心に行っています。

虐待に気づいた人には市への通報義務があります。(通報者は特定できないよう配慮します。)市は、通報を受けた場合、立ち入り調査などの事実確認をした上で、高齢者の保護にあたります。

■ 相談・通報先 【月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分】

安曇野市中部地域包括支援センター 電話 72-9986 (直通)

安曇野市北部地域包括支援センター 電話 81-0760 (直通)

安曇野市南部地域包括支援センター 電話 77-4007 (直通)

【夜間・土日・祝日】

安曇野市役所 電話 71-2000 (代表)

高齢者の虐待を防ぎましょう

こんなことが虐待になります。

- 身体的虐待 …… 叩く・蹴る・ベッドに縛りつける など
- ネグレクト …… 介護や世話の放棄・放任
- 心理的虐待 …… 自尊心を傷つけるような言動 など
- 性的虐待 …… 懲罰的に下半身などを裸にして放置する など
- 経済的虐待 …… 年金や預貯金を本人の意思に反して使用する など

介護は一人で抱え込まないで！

介護は毎日繰り返されることであり、介護者には肉体的にも精神的にもとても負担がかかります。介護保険などのさまざまなサービスや制度を上手に利用して、介護者自身の身体や心の健康も大切にしながら介護していきましょう。



13. 各種施設の利用サービス

1. 入浴料金割引券交付

高齢者の皆さんの外出する機会を増やし、健康の増進と社会参加を促進することを目的に入浴料金割引券を交付します。

- サービス内容 当該年度の4月1日現在、70歳以上の人を対象に200円の入浴料金割引券を年間12枚交付します。※割引券の交付を受けるには申請が必要です。
- 利用場所 市内の14施設（市に登録された入浴施設）で利用できます。
- 問い合わせ先 高齢者介護課 長寿福祉係

2. 安曇野しゃくなげの湯「暖らんの湯」入浴料金割引交付事業

- サービス内容 その年の4月1日現在、市内に住所を有する、入浴時に介助が必要な以下のいずれかに該当する障がい者手帳を交付されている人。
 - ①視覚障がいの人
 - ②上肢または下肢の障がいを有する人
 - ③体感の機能障がいにより歩行が困難な人および同程度以上の障害を有する人
 - ④療育手帳A1,A2または精神障害者保健福祉手帳1,2級を有する人
 - ⑤療育手帳B1,B2または精神障害者保健福祉手帳3級を有し、かつ医療機関または療育機関により入浴時に介助が必要と認められた人
- 割引料金 年間1回1,500円の割引券×48枚交付します。
ただし、利用時間は平日の午後1時から6時までのうち1時間です。
事前にしゃくなげの湯へ予約（電話88-4126）が必要です。
なお、1.入浴割引券（1枚200円）との重複利用はできません
- 問い合わせ先 障がい者支援課 障がい福祉担当

3. 福祉センターの利用

60歳以上の方及びその介助者の方を対象に各地区の福祉センターで無料の入浴施設などが利用できます。

施設名	所在地	電話
豊科老人福祉センター	豊科4027-3	73-7143
穂高地域福祉センター	穂高5808-1	82-2940
三郷福祉センター	三郷明盛2198-1	77-8080
堀金老人福祉センター	堀金烏川2132-6	73-5288
明科総合福祉センター	明科東川手606-2	62-2429

14. 高齢者の入所施設（介護保険以外）

1. 養護老人ホーム

環境的な理由や経済的な理由によって在宅において生活することが困難な場合に、生活支援を受けたり、社会参加をするために必要な指導・訓練等が受けられます。

- **対 象 者** 原則 65 歳以上で環境上の理由や経済的な理由により、在宅において生活することが困難な人
※市老人ホーム入所判定委員会が入所の必要性を判断します。
- **利 用 料 金** 本人の収入および扶養義務者の課税状況により負担額が決まります。
- **そ の 他** 福祉事務所長が入所措置をします。（個人契約ではありません）身元引受人が必要となります。
- **入 所 施 設** 養護老人ホーム安曇寮、養護老人ホーム温心寮 など
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

2. 軽費老人ホームA型・ケアハウス

家庭環境、住宅事情等により在宅において生活することが困難な人が、低額な利用料で日常生活の援助を受けながら生活を送ることができます。

- **対 象 者** 原則 60 歳以上で、自炊ができない程度の身体能力等の低下が認められる人（夫婦の場合は、一方の人が 60 歳未満でも入所可能です）独りで生活するには不安があり、家族の援助を受けることが困難な人
- **利 用 料 金** 前年の収入等に応じて金額が決まります。
※別途管理費が必要な場合あり
- **そ の 他** 施設内において、介護保険の在宅サービスを利用できます。（利用料は別途負担）
- **問い合わせ先** 詳細については各施設へ直接お問い合わせください。なお、web 等で「介護サービス公表システム」と検索すると施設が確認できます。

3. 有料老人ホーム（サービス付き高齢者住宅を含む）

いままでの生活スタイルを保ち、自分らしい生活を送ることができます。

- **対 象 者** 原則 60 歳以上で、自立をした生活ができる人（介護認定を受けている人でも入居可能です。）
- **利 用 料 金** 施設によって異なります。（入居一時金、管理費、食費、居住費など）
- **そ の 他** 形態は賃貸型又は分譲型の施設です。
介護保険の在宅サービスを利用できます。（利用料は別途負担）
- **問い合わせ先** 詳細については各施設へ直接お問い合わせください。なお、web 等で「介護サービス公表システム」と検索すると施設が確認できます。